

朝霞市は近隣の皆様への配慮をお願いしています!!

# 建物を取り壊すときの注意事項

# ―解体工事を始める前に―

#### ■周辺への周知

工事着手のできるだけ早い時期に、解体工事の予定工期やお問い合わせ先等を記載した標識(※裏面参照)を作 成し、道路に面した見やすい場所に設置し、近隣住民の皆さんに作業の内容、日程、時間などを説明してくださ い。【開発建築課・環境推進課】

## ■建設業許可の掲示等

建設業の許可票または解体工事業者登録票を掲示し、建設リサイクル法に基づくシール

を貼ってください。【開発建築課】 ■水道管の破損に注意してください 水道管の事前調査を行い、破損をさせないように掘削してください。 水道管を破損させた場合の修理費用は、原因者負担となります。【水道施設課】



朝霞市 ぽぽたん

# ・解体工事中は―

## ■ 工事説明・苦情対応

大きな騒音、振動が予想される作業 をする場合には、工事途中でも近隣 住民に説明してください。

苦情が発生した場合は、すみやかに 対応をお願いします。【環境推進課】

## ■安全対策

解体工事中は、交通安全確保のため 交通整理員を配置するなど交通安全 対策をしてください。

解体工事に関する車両は、路上待機 させないようにしてください。 【まちづくり推進課】

## ■道路清掃

重機の搬入・搬出で道路に飛散した 泥が目立つ場合は、清掃するように してください。【道路整備課】



## ■仮囲い・現場管理の徹底

粉じん対策として散水を徹底してください。また、 必要に応じて周囲を養生シート等で仮囲いしてく ださい。防音効果にもなります。

現場作業員の指導の徹底をお願いします。

- ・重機の操作方法 ≪乱暴な操作はしない≫
- 資材の搬入搬出方法 ≪鉄パイプの投げおろしなどはしない≫
- ・現場でのラジオの音量、喫煙、駐車位置、 アイドリングストップなど周辺住民への配慮 【環境推進課】

# -騒音 • 振 動 対 策として―

低騒音、低振動型機種を積極的に導入し、低騒音 低振動工法を採用してください。

騒音、振動が発生する機械の使用時間を考慮して ください。また、朝の早い時間や夕方以降の使用 は極力控えてください。

コンプレッサーなど同じ場所で長時間使用する機 械は、周辺への影響の少ない場所に設置してくだ さい。

必要に応じて、防音効果のあるパネルやシートで 対策をお願いします。【環境推進課】

#### —届出等—

■一定規模以上の建築物を解体する場合は、着手の7日前までに届出が必要です。

■特定建設作業を伴う場合は、作業開始日の7日前までに届出が必要です。

■解体工事で、足場(掛け出し足場を含む)や仮囲いを道路上に設置する場合は、 道路占用許可が必要となりますので、足場等を設置する前に事前協議をお願いします。

【道路整備課】

くお問い合わせ先> 朝霞市役所 開発建築課建築指導係

環境推進課環境対策係 まちづくり推進課交通政策係 048-463-1514(直通) 道路整備課道路管理係

水道施設課水道管理係

048-463-2585(直通) 048-463-1512(直通)

048-463-0912(直通) 048-463-1204(直通) むさか

【開発建築課】

【環境推進課】

むさしの フロント

解体工事のお知らせ		
解体工事の名称	〇〇邸 角	<b>军体工事</b>
		所在地:朝霞市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
解体工事の発注者	住所	朝霞市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
	氏名	朝霞 太郎
	連絡先	000-000-0000
		※ 発注者が個人の場合は、記入は不要です。
解体工事の施工者	住所	朝霞市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
	氏名	㈱○○解体
		取締役社長 朝霞 一郎
	連絡先	000-000-0000
解体工事の 予定工期		平成〇〇年〇〇月〇〇日 から
		平成〇〇年〇〇月〇〇日 まで
お問い合わせ先	㈱○○解体	
	現場代理.	人 朝霞 二郎
	連絡先	000-000-0000